

福山市発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事及び測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係建設コンサルタント業務その他の委託業務（以下「工事等」という。）からの暴力団の排除を図るための制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(措置の要件)

第2条 市長は、次に掲げる者について工事等の受注者（以下「受注者」という。）の契約の相手方となることを制限（以下「契約制限」という。）するものとする。

- (1) 福山市建設工事等指名除外基準要綱（1994年（平成6年）11月17日制定。以下「指名除外要綱」という。）別表の第21号（1）から（6）までに規定する措置要件に該当することを理由として指名除外又は指名留保措置を現に受けている者
- (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定により現に公表されている者のうち、指名除外要綱別表の第21号（1）から（6）までに規定する措置要件のいずれかに該当すると認められる者

(契約制限の期間)

第3条 契約制限の期間は、指名除外要綱別表の第21号（1）から（6）までに規定する措置要件の区分に応じそれぞれに定める期間の範囲内で、それぞれの事案の情状に応じて市長が定めるものとする。

(契約制限の内容)

第4条 契約制限の対象となる者（以下「契約制限対象者」という。）が入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）である場合、契約担当職員（福山市契約規則（昭和41年規則第13号）第2条第1項の契約担当職員をいう。以下同じ。）は、その所管に属する工事等において、契約制限の期間が経過していない当該入札参加資格者を、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方とすることを承認してはならない。

2 契約制限対象者が入札参加資格を有しない者（以下「無資格者」という。）である場合、契約担当職員は、その所管に属する工事等において、契約制限の期間が経過していない当該無資格者を、下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方とすることを承認してはならない。

3 契約担当職員は、その所管に属する工事等において、契約制限対象者が下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方となっていることが判明した場合は、受注者に対し当該契約の解除を求めるものとする。

(契約制限措置の通知)

第5条 市長は、契約制限の措置を行ったときは、その旨を遅滞なく当該契約制限対象者及び関係課長等に対して、通知するものとする。

(契約制限対象者の公表)

第6条 市長は、契約制限の措置を行ったときは、その旨を公表するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、2012年（平成24年）7月1日から施行する。